

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成三〇年六月二七日法律第六五号)(参)

一、提案理由(平成三〇年六月一三日・参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

○足立信也君　ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

現在、参議院選挙区選挙の政見放送については、候補者が放送事業者のスタジオに向いて録画する、いわゆるスタジオ録画方式に限られ、候補者が自ら録画する、いわゆる持込みビデオ方式によることはできないこととされております。また、参議院選挙区選挙以外の選挙においては、政見放送に手話通訳や字幕の少なくともいずれかは付与できることとなっておりますが、参議院選挙区選挙においては、いずれも付与することができない状況となっております。

このため、参議院選挙区選挙の政見放送について、持込みビデオ方式を導入し、手話通訳や字幕の付与を可能にすること等を通じて、障害等の有無にかかわらずできる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにすることが喫緊の課題となっております。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、参議院選挙区選挙の政見放送について、現行のスタジオ録画方式に加え、政見放送の品位保持の観点から、一定の要件を設けた上で持込みビデオ方式を選択できることとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、参議院選挙区選挙において、所属国会議員が五人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票率が百分の二以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者の政見の放送については、放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は当該候補者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとしております。

第二に、当該候補者は、政令で定める額の範囲内で、政見の放送のための録音又は録画を無料であることができるものとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成三〇年六月一五日)

○石井浩郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多

くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は、自ら政見を録音し又は録画することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、発議者足立信也君から趣旨説明を聴取した後、持込みビデオ方式により手話通訳、字幕付与を可能にするものの意義、品位保持の担保についての考え方、候補者間の選挙運動の平等と持込みビデオ方式の対象候補者を限定することの妥当性、スタジオ録画方式における字幕付与の今後の展望等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、希望の会（自由・社民）及び沖縄の風を代表して青木愛委員より、自ら政見を録音し又は録画することができる候補者の範囲を限定しないこと等を内容とする修正案が提出されました。

なお、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取いたしましたところ、原案には特に異議がない旨、修正案には反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して井上哲士委員より原案に反対、修正案に賛成、沖縄の風を代表して伊波洋一委員より修正案に賛成、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成三〇年六月一三日）

政府は、本法施行に当たり、政見放送が候補者及び政党の政策等を伝える重要な手段であることに鑑み、障がい等の有無にかかわらず有権者が政見に接することのできる環境の一層の向上のため、参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行いその実現に努めること。

右決議する。

三、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告（平成三〇年六月一九日）

○平沢勝栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者はみずから政見を録音し又は録画する、いわゆる持込みビデオ方式ができることとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十五日本委員会に付託され、昨十八日、

参議院議員足立信也君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。